

臨床研修病院における令和8年度の臨床研修医の募集定員について

背景

- 県内の臨床研修病院における臨床研修医の募集定員については、地域医療対策協議会での審議を踏まえ、都道府県知事が設定することになっている。
- 令和7年2月14日に開催された新潟県地域医療対策協議会において、県医師確保計画で設定の臨床研修医数の目標（令和8年度170名）の達成に向けて、各臨床研修病院への定員配分に当たっては国から配分された募集定員上限全てを配分することについて承認いただいたところ。

設定の考え方

- 国は、臨床研修医の募集定員数を臨床研修希望者数と同程度に近づけるよう、当該募集定員数を削減して令和7年度には約1.05倍まで縮小された。
- 国で定める本県の令和8年度募集定員上限については、前年度より8名減の214名とされたところ。

〈国が定める令和8年度募集定員上限の考え方〉（資料6参照）

- ・前年度（令和7年度）、国から配分された募集定員上限を全て配分したことにより、激変緩和措置等による「仮上限」の数からの削減はなかった。
- ・一方で、「仮上限」の数について、「前年度募集定員上限等」からの減少率が全国平均を上回る都道府県は、減少率が全国平均になるまで加算するルールが適用され、本県は補正加算されたものの、最終的に8名減となった。
- ・なお、令和9年度以降の本県の募集定員上限を、令和8年度と同様の考え方で試算すると、地域枠等卒業生が十分に多くなる令和10年度以降、募集定員上限は増加に転じ、令和11年度には今よりも大幅に増えることが見込まれる。

- 上記内容を踏まえると、これまで同様に募集定員上限を全て配分することに加え、県内病院間で募集定員の調整を行わせていただくことが重要となる。

令和8年度の募集定員（案）

各病院の臨床研修医の採用状況を踏まえて県で案を作成し、各病院にヒアリングを行い調整した結果として、各病院の募集定員を資料5のとおりとしたい。

今後の方針（案）

- 本県の募集定員上限は、今後一時的に減少するものの、地域枠卒業生の増加により令和10年度以降増加に転じ、令和11年度には令和8年度の募集定員上限を上回る見込みである。
- そのため、各病院の受入れ環境の整備による定員増のほか、臨床研修病院の新設などによる定員増も引き続き検討していく必要がある。